

## 補助配水管工事及び給水装置工事等に係る契約候補者登録募集要領

### (目的)

第1条 この要領は、京都市上下水道局（以下「局」という。）契約規程，その他法令例規に定めるもののほか，補助配水管及び給水装置（ドレン装置を含む。）に係る全ての工事（以下「給補管工事」という。）を請負契約により施行する場合に，契約の候補者を登録するために必要な事項を定め，事務の円滑化を図ることを目的とする。

### (工事の種類)

第2条 この要領によって募集する給補管工事の種類は，次のとおりとする。

- (1) 補助配水管新設工事
- (2) 補助配水管改造工事（補助配水管ボックス改造工事を含む。）
- (3) 給水管の切廻し工事（給水管の支障移設）
- (4) ドレン装置の新設又は撤去工事
- (5) 臨時栓の新設，撤去等給水装置の外部接続工事対象外工事
- (6) その他給水装置及び補助配水管に係る工事

### (資格要件)

第3条 給補管工事の契約候補者登録（以下「登録」という。）をしようとする者は，次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 水道法第25条の3第1項の規定に基づく京都市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）であり，かつ，指定を受けた日から引き続き2年以上経過していること。
- (2) 京都市内に事業所を有すること。
- (3) 建設業法第3条に規定する「管工事業」の許可を得ているものであること。
- (4) 局の管工事に係る競争入札有資格者であること。
- (5) 技術的要件を満たしていること。
- (6) 従事者に係る要件を満たしていること。

### (技術的要件)

第4条 第3条第5号に規定する技術的要件は，次の各号に掲げるものとする。

- (1) 常用雇用者である給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）を契約ごとに専属で従事させること。
- (2) 契約ごとに必要とする，配水管からの給水管又は補助配水管の分岐穿孔工事及び配管工事を適正に施行することができる技能者を配置できること。
- (3) 他企業等の工事と工程調整のうえ，円滑に施行できる技能者の配置ができること。

### (従事者に係る要件)

第5条 第3条第6号に規定する従事者に係る要件及び第4条第2号に規定する技能者の要件は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 従事者に係る要件

ア 主任技術者としての職務が誠実に履行されること（水道法第25条の4第3項第1号及び第2号）。

イ 給水装置工事に従事する者は、主任技術者の責務として行う指導に従うこと（水道法第25条の4第4項）。

ウ 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損及びその他の異常を生じさせることのないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること（水道法施行規則第36条第2号）。

エ アからウまでの要件は、補助配水管工事にも適用する。

(2) 分岐せん孔技能者の位置付け

分岐せん孔技能者の区分は、別表1に示す技能を有する者であること。

（提出書類）

第6条 登録を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 工事施行登録申請書 様式1

(2) 主任技術者名簿（免状の写し添付） 様式2

(3) 第3条第3号に規定する「管工事業」許可の確認書面

（最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し等）

(4) 第3条第4号に規定する局の管工事に係る競争入札有資格者であることの確認書面

（募集）

第7条 登録希望者の募集は、局の管工事に係る競争入札有資格者の登録に係る申請年度に合わせて行う。

2 追加登録希望者の募集は、前項に規定する年度以外の各年度において行う。

3 募集についての詳細は、局ホームページ及び総務部契約会計課の掲示板に掲示する。

4 書類の提出先及び問い合わせ先は、水道部水道管路課とする。

（講習会等）

第8条 書類を受理された登録希望者のうち、新規登録希望者に係る代表者及び配管技能者を対象として、当該工事に係る講習又は実習を実施することがある。

（登録要件が欠格したときの届出）

第9条 登録された者は、登録後において、第3条から第5条に掲げる要件を満たさなくなるとき、管理者に遅滞なく届け出なければならない。

附 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月2日から施行する。

附 則

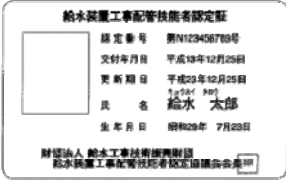
この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。


別表1 (第5条関係)

ダクタイル鋳鉄管、ポリエチレン粉体ライニング鋼管、耐衝撃性硬質塩化ビニル管の場合

区分	分岐せん孔可能な技能者	確認書類
分岐口径 50 mm以下	1 (財)給水工事技術振興財団主催 「給水装置工事配管技能者講習会(全国標準講習)」修了者 (～平成24年3月)	講習会修了証書
	(公財)給水工事技術振興財団実施 「給水装置工事配管技能検定会(全国標準検定)」合格者 (平成24年4月～)	検定合格証書
	2 (財)給水工事技術振興財団 「給水装置工事配管技能者認定協議会」から認定を得た者 (本市独自のせん孔技能者(旧資格)として技能を有し、必要な手続きを経て認定証を受理した者)	 配管技能者認定証
3 発注者が確認した者 (本市独自の技能者(旧資格)として技能を有していた者)	「技能者名簿」で確認	
分岐口径 75 mm以上	1 発注者が確認した者 (本市独自の技能者(旧資格)として技能を有していた者)	「技能者名簿」で確認
	2 下記条件(5項目)にすべて該当する者 ①(公財)給水工事技術振興財団等の分岐せん孔資格を取得後5年以上経過した者 ②現場経験年数を5年以上有する者 ③(公財)日本水道協会主催「配水管工技能講習会の(講習会I)」を修了した者 ④せん孔機メーカーに於いてφ75mmのせん孔講習を修了した者 ⑤④の講習修了後、せん孔機メーカーが施工するφ75mm以上のせん孔工事現場に於いて現場実習を修了した者	「不断水せん孔技能者名簿」で確認または、下記の ①分岐穿孔検定合格証等 ②実務経験証明書 ③講習会I修了証書 ④不断水講習修了証 ⑤穿孔現場実習修了確認書で、確認(先頭番号は左欄の先頭番号に対応)
	3 適正に施工できる者 (せん孔機メーカーへの下請負契約)	「下請負契約等の通知書・変更通知書」

別表1 (第5条関係)

水道配水用ポリエチレン管の場合

区分	分岐せん孔可能な技能者	確認書類
分岐口径 50 mm	1 配水用ポリエチレンパイプシステム協会 (POLITEC)主催の施工講習会を受講した者	 講習会受講証
	2 (公財)給水工事技術振興財団実施 「給水装置工事配管技能検定会(ポリレン管 検定)」合格者	検定合格証書
分岐口径 75 mm	1 発注者が確認した者 (本市独自の技能者(旧資格)として技能を有 していた者)	「技能者名簿」で確認
	2 下記条件(5項目)にすべて該当する者 ①(公財)給水工事技術振興財団等の分岐せ ん孔資格を取得後5年以上経過した者 ②現場経験年数を5年以上有する者 ③(公財)日本水道協会主催「配水管工技能講 習会の(講習会I)」を修了した者 ④せん孔機メーカーに於いてφ75 mmのせん 孔講習を修了した者 ⑤④の講習修了後,せん孔機メーカーが施工 するφ75 mm以上のせん孔工事現場に於いて 現場実習を修了した者	「不断水せん孔技能者名 簿」で確認または,下記の ①分岐穿孔検定合格証等 ②実務経験証明書 ③講習会I修了証書 ④不断水講習修了証 ⑤穿孔現場実習修了確認書 で,確認(先頭番号は左欄 の先頭番号に対応)
	3 適正に施工できる者 (せん孔機メーカーへの下請負契約)	「下請負契約等の通知書・ 変更通知書」

## 工事施行登録申請書

(あて先)

京都市公営企業管理者  
上下水道局長

(届出者)

住 所

指定工事業者名

代表者名

印

(TEL

)

補助配水管工事及び給水装置工事等に係る契約候補者登録募集要領第 6 条の規定に基づき、申請します。

1 指定工事業業者歴 (第 3 条第 1 号 関係)

指定年月日 年 月 日 指定番号 号

2 局が発注する補助配水管工事及び給水装置工事等に係る契約業者として登録されていることについて、局のホームページ等への掲載の希望の有無(レ点をいずれかに記入する。)

希望する。

希望しない。

(その他)

(1) 分岐せん孔技能者については、契約ごとに名簿を届け出ます。

(2) この申請書を受理された後に、工事の施行を希望しなくなったときは、遅滞なく届け出ます。

## 給水装置工事主任技術者名簿

(あて先)

京都市公営企業管理者  
上下水道局長

(届出者)

住 所

指定工事業者名

代表者名

(TEL

印

)

自社の常用雇用者である給水装置工事主任技術者は、  
以下のとおりです。

給水装置工事主任技術者	生年月日	技術者番号

(備考)

- (1) 契約ごとに専属で従事させることができる給水装置工事主任技術者名を記入してください。
- (2) 給水装置工事主任技術者の免状の写しを添付してください。